

平成30年度 第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：平成31年2月15日（金）

午後3時00分～

場所：市役所 談話室1（2階）

1 会長あいさつ

2 委員の委嘱

3 委員等自己紹介

4 副会長の指名

5 議 題

平成30年碧南市福祉有償運送の運営状況について（資料①～⑤）（報告）

（1）特定非営利活動法人 ゆるりん

（2）特定非営利活動法人 大樹の会

6 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

平成30年度
(順不同・敬称略) (敬称略)

	氏 名	フリガナ	職 名 (所 属)	備 考	運営協議会 規程の条項	出/欠
1	杉本 忠久	スギモト タダヒサ	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	運輸支局	第3条第2項 第1号委員	欠
	(代理)黒田 博昭	クロダ ヒロアキ	中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官	運輸支局	〃	
2	禰宜田 知司	ネギタ トモシ	碧南市老人クラブ連合会会長	利用者の代表、会長	第3条第2項 第2号委員	
3	鈴木 たか子	スズキ タカコ	碧南市身体障害者福祉協会会長	利用者の代表	〃	
4	古井 恵	フルイ メグミ		市民の代表	第3条第2項 第3号委員	
5	永坂 幸子	ナガサカ サチコ	碧南市更生保護女性会会長	ボランティア団体の代表、副会長	第3条第2項 第4号委員	
6	磯貝 厚子	イソガイ アツコ	NPO法人ゆるりん	NPO法人の代表	第3条第2項 第5号委員	
7	竹内 通裕	タケウチ ミチヒロ	愛知県タクシー協会刈谷碧南支部部会長	タクシー協会	第3条第2項 第6号委員	
8	新美 惣英	ニイミ ソウエイ	三光陸運株式会社	タクシー事業者	第3条第2項 第7号委員	
9	藤田 重記	フジタ シゲキ	名鉄知多タクシー株式会社	〃	〃	欠
10	藤井 嘉久	フジイ ヨシヒサ	愛知みどり交通株式会社	〃	〃	
11	小湊 孝政	コミナト タカマサ	名鉄知多タクシー株式会社労働組合	タクシー運転者	第3条第2項 第8号委員	欠
12	杉浦 秀司	スギウラ ヒデシ	碧南市健康推進部長	市（主宰者）の職員	第3条第2項 第9号委員	

任期2年、平成31年2月4日～平成33年2月3日

参考人

築山 佳林	ツキヤマ カリン	NPO法人ゆるりん	福祉有償運送事業者		
布間 裕子	フマ ユウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者		
犬塚 宏子	イヌヅカ ヒロコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者		

事務局

金原 厚夫	キンバラ アツオ	碧南市福祉こども部	福祉課長		
岩月 保	イワツキ タモツ	碧南市福祉こども部	福祉課社会福祉係長		
山田 昌宏	ヤマダ マサヒロ	碧南市健康推進部	高齢介護課長		
小林 圭介	コバヤシ ケイスケ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係長		
埜口 義広	ノグチ ヨシヒロ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉担当係長		

改正

平成21年2月17日公告第21号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

碧南市福祉有償運送運営協議会規程（平成18年碧南市公告第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市における福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第51号第3号の福祉有償運送をいう。以下同じ。）の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （2）法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- （3）協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1）国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- （2）想定される福祉有償運送の利用者の代表
- （3）市民の代表
- （4）ボランティア団体の代表
- （5）本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- （6）タクシー事業者が組織する団体の代表
- （7）タクシー事業者の代表
- （8）タクシーの運転者の代表
- （9）市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定するものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

改正

平成21年 2 月17日公告第21号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

碧南市における福祉有償運送事業運営規程（平成18年碧南市公告第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業実施者）

第 2 条 事業は、法78条第 2 号に規定する者であつて相当数の利用者が見込まれるものが行うものとする。

（運転者）

第 3 条 事業の用に供する車両（以下「使用車両」という。）の運転者は、施行規則第51条の16第 1 項に規定するもののほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

（1） 21歳以上であること。

（2） 普通第一種免許を有する期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 3 年以上であること。

（車両内の表示）

第 4 条 事業を実施する者（以下「事業主体」という。）は、施行規則第51条の19第 3 項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に掲示しなければならない。

（1） 運送の対価

（2） 自動車登録番号

（旅客の名簿）

第 5 条 事業主体は、施行規則第51条の25の名簿を適切に管理しなければならない。

2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあつた場合は、これを閲覧に供するものとする。

（変更事項の届出等）

第 6 条 事業主体は、施行規則第51条の13第 1 項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を 3 月ごとに市長に報告しなければならない。

（1） 使用車両に関すること。

（2） 運転者に関すること。

（3） 利用者の状況に関すること。

（相談等の窓口）

第 7 条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

（1） 福祉こども部福祉課 障害者に関すること。

（2） 健康推進部高齢介護課 高齢者に関すること。

（実施状況等の報告）

第 8 条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があつたときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年 1 月11日から施行し、平成18年10月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 2 月17日公告第21号）

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

碧南市の移動制約者の動向について

移動制約者とは、道路運送法施行規則第49条第3号に規定された者で、身体障害者、要介護・要支援の認定を受けている者、その他障害等で単独での移動が困難な者であって単独では公共交通機関を利用することが困難な者を指します。

碧南市の移動制約者は、平成30年4月1日現在、全体で5,895人おり、人口72,762人のうち8.1%の方が該当します。

碧南市の人口は、平成20年度をピークに減少していましたが、平成28年度よりわずかに増加傾向にあります。福祉有償運送の対象となる移動制約者は増加しており、また、今後も増えていく事が予想されます。

	平成30年 4月1日現在 (平成29年度比)	平成29年 4月1日現在 (平成28年度比)	平成28年 4月1日現在
身体障害者	2,187人 (0.3%)	2,181人 (▲0.4%)	2,190人
要介護認定者	1,822人 (6.1%)	1,717人 (1.6%)	1,690人
要支援認定者	760人 (▲1.0%)	768人 (0.7%)	763人
知的障害者	616人 (4.2%)	591人 (4.2%)	567人
精神障害者	510人 (9.7%)	465人 (12.9%)	412人
合計(移動制約者)	5,895人 (3.0%)	5,722人 (1.8%)	5,622人
人 口	72,762人 (1.0%)	72,068人 (0.4%)	71,789人
移動制約者／人口	8.1%	7.9%	7.8%

福祉有償運送事業の状況について

資料①

1 ゆるりん

年	月	延 輸 送 回 数 (回)					延 走 行 距 離 (km)				
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他
29年合計		83	0	80	0	3	306.8	0	279.8	0	27
30	1	9	0	9	0	0	26.9	0	26.9	0	0
	2	10	0	9	0	1	43.9	0	34.9	0	9
	3	19	0	19	0	0	39.6	0	39.6	0	0
	4	13	0	12	0	1	37.1	0	28.1	0	9
	5	6	0	6	0	0	26.8	0	26.8	0	0
	6	5	0	5	0	0	24.2	0	24.2	0	0
	7	9	0	9	0	0	32.2	0	32.2	0	0
	8	4	0	4	0	0	17.2	0	17.2	0	0
	9	5	0	5	0	0	24.2	0	24.2	0	0
	10	6	0	6	0	0	24.8	0	24.8	0	0
	11	2	0	2	0	0	9.6	0	9.6	0	0
	12	4	0	4	0	0	17.2	0	17.2	0	0
30年合計		92	0	90	0	2	323.7	0	305.7	0	18

2 大樹の会

年	月	延 輸 送 回 数 (回)					延 走 行 距 離 (km)				
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他
29年合計		16	7	0	9	0	169	106	0	63	0
30	1	2	2	0	0	0	7	7	0	0	0
	2	2	2	0	0	0	19	19	0	0	0
	3	2	2	0	0	0	11	11	0	0	0
	4	2	2	0	0	0	12	12	0	0	0
	5	1	1	0	0	0	5	5	0	0	0
	6	1	1	0	0	0	8	8	0	0	0
	7	2	2	0	0	0	10	10	0	0	0
	8	1	1	0	0	0	7	7	0	0	0
	9	1	1	0	0	0	8	8	0	0	0
	10	2	2	0	0	0	9	9	0	0	0
	11	1	1	0	0	0	7	7	0	0	0
	12	1	1	0	0	0	5	5	0	0	0
30年合計		18	18	0	0	0	108	108	0	0	0

NPO法人からの届出事項の報告（ゆるりん・碧南市分）

（資料②ー1）

1 会員数の異動

（単位：人）

年	月	増		加		人		数減		数	月	未		数
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	要介護	要支援	その他			計	身体障害	
29	12											12	3	6
30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	6	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	6	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	6	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	6	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	6	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	6	0
	7	0	0	0	0	0	2	1	0	0	10	2	6	0
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	6	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	6	0
	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	2	5	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	5	0
	12	0	0	0	0	0	2	0	0	0	7	2	3	0

2 運転者の異動

（単位：人）

年	月	増		加		人		数減		数	月	未		数
		計	一	二	計	一	二	計	一	二		計	一	二
29	12											6	6	0
30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0
	4	0	0	0	1	1	0	5	5	0	5	5	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	7	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	8	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	10	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0

3 車両の異動

（単位：台）

年	月	増		加		台		数減		台	月	計		台
		計	軽	ワゴン	計	軽	ワゴン	計	軽			計	軽	
29	12											4	2	2
30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	2

4 事故の報告

なし・あり （ 件）

5 苦情の報告

なし・あり （ 件）

NPO法人からの届出事項の報告（大樹の会・碧南市分）

（資料②－２）

1 会員の異動

		増加人数				減少人数				月末人数			
年	月	計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害
29	12											4	3
30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3
	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	3
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3

（単位：人）

2 運転者の異動

		増加人数			減少人数			月末人数		
年	月	計	一種	二種	計	一種	二種	計	一種	二種
29	12							31	31	0
30	1	0	0	0	0	0	0	31	31	0
	2	0	0	0	1	1	0	30	30	0
	3	0	0	0	0	0	0	30	30	0
	4	0	0	0	0	0	0	30	30	0
	5	0	0	0	2	2	0	28	28	0
	6	0	0	0	0	0	0	28	28	0
	7	0	0	0	0	0	0	28	28	0
	8	0	0	0	0	0	0	28	28	0
	9	0	0	0	0	0	0	28	28	0
	10	0	0	0	1	1	0	27	27	0
	11	0	0	0	0	0	0	27	27	0
	12	0	0	0	0	0	0	27	27	0

（単位：人）

3 車両の異動

		年	月	増加台数			減少台数			月末台数		
				計	軽	ワゴン	計	軽	ワゴン	計	軽	ワゴン
	29	12								27	19	8
	30	1	0	0	0	0	0	0	0	27	19	8
		2	0	0	0	0	0	0	0	27	19	8
		3	1	1	0	1	2	1	1	26	18	8
		4	0	0	0	0	0	0	0	26	18	8
		5	0	0	0	0	0	0	0	26	18	8
		6	0	0	0	0	0	0	0	26	18	8
		7	1	1	1	0	1	1	0	26	18	8
		8	0	0	0	0	0	0	0	26	18	8
		9	0	0	0	0	0	0	0	26	18	8
		10	0	0	0	0	0	0	0	26	18	8
		11	0	0	0	0	3	1	2	23	17	6
		12	0	0	0	0	0	0	0	23	17	6

（単位：台）

4 事故の報告 なし あり

（ 件）

5 苦情の報告 なし あり

（ 件）

会員名簿 ゆるりん

資料③-1
平成30年12月31日現在

No.	性別	障害者	移動制約事由				備考①	備考②
			介護度	要介護等		その他		
				支援度	有効期限			
1	男	***	***	***	***	A	療育手帳	
2	男	5	3	***	H31.10.31	***	体幹5級 上肢7級	
3	女	***	***	***	***	A	療育手帳	
4	男	1	***	***	***	A	療育手帳 体幹1級	
5	男	1	***	***	***	A	療育手帳 体幹1級	
6	女	***	1	***	H32.4.30	***		
7	女	***	2	***	H31.2.28	***		

平成30年会員異動者

No.	性別	障害者	移動制約事由				備考①	備考②
			介護度	要介護等		その他		
				介護度	支援度			
1	女	***	2	***	H31.6.30	***		H30.12.24退会
2	男	1	***	***	***	***	体幹1級	H30.6.23退会
3	女	1	5	***	H32.2.29	***	体幹1級・呼吸器1級 上肢1級・音声1級	H30.12.24退会
4	男	***	***	***	***	A	療育手帳A	H30.6.11退会
5	女	***	2	***	H30.10.31	***		H30.10.26退会

運転者名簿 ゆるりん

(資料③-2)
平成30年12月31日現在

No.	氏名	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録 証明書	運転者就任承 諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手1	普通一種	昭和53年4月10日	平成32年9月9日	○	○	○	—	優良	
2	運転手2	普通一種	昭和61年2月26日	平成34年7月5日	○	○	○	—	優良	
3	運転手3	普通一種	昭和53年4月3日	平成35年8月29日	○	○	○	—	優良	
4	運転手4	普通一種	昭和61年12月10日	平成34年1月5日	○	○	○	—	一般	
5	運転手5	普通一種	昭和62年4月23日	平成32年9月30日	○	○	○	—	優良	

平成30年運転者異動者

No.	氏名	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録 証明書	運転者就任承 諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手6	普通一種	平成2年1月31日	平成34年12月22日	○	○	○	—	優良	抹消 H30.3.31

使用車両リスト ゆるりん

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は 使用者	運転者	自動車保険					自動車提 供契約書	備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	登録年	削除年
1	軽自	平成15年	H31.2.13	車いす固定1基	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	—	H34.2.14	○	—	H15.2.14
2	普通	平成17年	H31.2.22	車いす固定2基	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	—	H31.2.24	○	—	H17.2.23
3	普通	平成23年	H31.2.27	車いす固定2基	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	—	H34.1.26	○	—	H23.2.28
4	軽自	平成27年	H32.5.28	回転シート	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	—	H31.7.16	○	—	H27.6.3

平成30年使用車両異動分

なし

会員名簿 大樹の会

資料④-1

平成30年12月31日現在

No.	性別	障害者	移動制約事由					備考①	備考②
			介護度	要介護等		その他			
				支援度	有効期限				
1	男	1	***	***	***	***	両下肢弛緩性 麻痺1級		
2	男	1	***	***	***	***	視覚障害1級		
3	男	1	***	***	***	***	視覚障害1級		

平成30年会員異動者

No.	性別	移動制約事由					備考①	備考②
		障害者	要介護等			その他		
			介護度	支援度	有効期限			
1	男	***	2	***	H30.4.1	***	H30.4.1退会	

運転者名簿 大樹の会

No.	運転手	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書	運転者就任承諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手01	普通一種	昭和46年4月5日	平成35年5月9日	○	○	○	-	優良	
2	運転手02	普通一種	平成12年4月3日	平成33年2月20日	○	○	○	-	優良	苗字変更 平成30年1月22日
3	運転手03	普通一種	平成11年11月9日	平成33年9月29日	○	○	○	-	一般	
4	運転手04	普通一種	昭和63年3月16日	平成33年5月18日	○	○	○	-	優良	
5	運転手05	普通一種	昭和59年4月24日	平成34年4月19日	○	○	○	-	優良	
6	運転手06	普通一種	昭和60年4月13日	平成32年4月10日	○	○	○	○	優良	
7	運転手07	普通一種	昭和59年12月11日	平成35年11月3日	○	○	○	○	優良	
8	運転手08	普通一種	平成9年7月23日	平成35年8月18日	○	○	○	○	優良	
9	運転手09	普通一種	昭和61年4月19日	平成34年11月18日	○	○	○	○	優良	
10	運転手10	普通一種	昭和46年2月3日	平成33年7月1日	○	○	○	-	優良	
11	運転手11	普通一種	昭和46年7月14日	平成33年4月14日	○	○	○	○	優良	
12	運転手12	普通一種	平成11年8月4日	平成35年3月28日	○	○	○	-	一般	登録 平成29年12月17日
13	運転手13	普通一種	昭和62年7月3日	平成32年1月5日	○	○	○	-	優良	
14	運転手14	普通一種	平成16年4月13日	平成31年9月8日	○	○	○	-	優良	
15	運転手15	普通一種	昭和62年7月28日	平成34年8月20日	○	○	○	○	優良	
16	運転手16	普通一種	昭和58年7月11日	平成35年3月8日	○	○	○	○	優良	
17	運転手17	普通一種	昭和59年6月13日	平成31年12月4日	○	○	○	-	優良	
18	運転手18	普通一種	昭和63年1月5日	平成31年8月25日	○	○	○	-	優良	
19	運転手19	普通一種	昭和41年2月17日	平成35年11月24日	○	○	○	○	優良	
20	運転手20	普通一種	昭和54年6月13日	平成35年1月16日	○	○	○	-	一般	
21	運転手21	普通一種	昭和49年8月28日	平成31年6月19日	○	○	○	-	一般	登録 平成30年7月15日
22	運転手22	普通一種	平成9年9月26日	平成31年4月30日	○	○	○	-	優良	
23	運転手23	普通一種	昭和45年4月10日	平成34年9月18日	○	○	○	○	優良	
24	運転手24	普通一種	昭和61年7月11日	平成35年10月30日	○	○	○	○	優良	
25	運転手25	普通一種	平成4年3月25日	平成35年10月7日	○	○	○	○	優良	
26	運転手26	普通一種	昭和46年4月9日	平成33年9月23日	○	○	○	-	優良	
27	運転手27	普通一種	昭和51年8月11日	平成34年4月24日	○	○	○	○	優良	

平成30年運転者異動者

No.	運転手	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書	運転者就任承諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手28	普通一種	昭和52年11月15日	平成33年2月2日	○	○	○	-	優良	抹消 平成30年2月29日
2	運転手29	普通一種	昭和57年6月29日	平成31年7月11日	○	○	○	○	優良	抹消 平成30年11月20日
3	運転手30	普通一種	昭和54年8月23日	平成30年6月5日	○	○	○	-	優良	抹消 平成30年5月1日
4	運転手31	普通一種	平成26年3月24日	平成31年11月22日	○	○	○	-	一般	抹消 平成30年10月27日
5	運転手32	普通一種	昭和57年6月28日	平成32年6月16日	○	○	○	○	優良	抹消 平成30年11月20日

平成30年 使用車両 大樹の会

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	運転者	自動車保険			(単位:万円)		自動車提供契約書	備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	登録年	削除年
1	軽自	平成26年	H32.2.26	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	26年3月	—
2	小型	平成25年	H31.1.30	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	25年2月	—
3	普通	平成22年	H32.12.12	電動リフト装置・乗乗用車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	24年8月	—
4	軽自	平成26年	H31.10.21	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	26年10月	—
5	軽自	平成17年	H32.8.29	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	20年8月	—
6	軽自	平成23年	H32.2.24	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	23年2月	—
7	軽自	平成29年	H32.1.22	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	29年1月	—
8	軽自	平成21年	H32.2.24	電動リフト装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	21年7月	—
9	軽自	平成19年	H31.1.30	電動リフト装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H33.1.30	○	19年2月	—
10	軽自	平成27年	H32.12.23	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	29年8月	—
11	軽自	平成23年	H32.7.29	後部スロープ装置・重いす重	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	H31.6.27	○	30年7月	—
12	軽自	平成25年	H32.10.10	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H32.2.2	○	25年4月	—
13	小型	平成27年	H32.3.24	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※2	H31.4.3	○	27年4月	—
14	軽自	平成21年	H31.4.22	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H32.1.31	○	27年5月	—
15	小型	平成20年	H31.2.24	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	—	H31.12.21	○	25年6月	—
16	軽自	平成21年	H32.7.30	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※3	H31.2.27	○	25年12月	—
17	軽自	平成29年	H32.2.26	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	—	1,000	H31.5.31	○	29年3月	—
18	軽自	平成25年	H32.4.21	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H31.3.28	○	25年4月	—
19	普通	平成21年	H32.1.7	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H32.2.17	○	28年1月	—
20	軽自	平成26年	H31.5.29	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	H31.9.9	○	27年10月	—
21	小型	平成26年	H31.5.27	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	—	H32.5.28	○	26年6月	—
22	軽自	平成29年	H32.3.9	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H31.10.27	○	29年3月	—
23	軽自	平成27年	H32.7.16	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H31.4.30	○	27年8月	—

平成30年使用車両異動分

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	車名・運転者	自動車保険			(単位:万円)		自動車提供契約書	備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	登録年	削除年
1	小型	平成26年	H31.3.25		個人所有	個人所有							26年4月	30年3月5日
2	軽自	平成24年	H31.11.7		個人所有	個人所有							26年6月	30年3月5日
3	軽自	平成28年	H31.6.27		個人所有	個人所有							28年6月	30年11月20日
4	軽自	平成16年	H31.3.30		大樹の会	—							20年9月	30年7月30日
5	小型	平成23年	H31.10.27		個人所有	個人所有							25年12月	30年11月20日
6	小型	平成15年	H30.10.22		個人所有	個人所有							30年3月	30年11月20日

※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日

※2 5日以上の場合は入通院 100,000円

※3 5日未満入通院10,000円 5日以上入通院 100,000円

タクシー運賃とNPOの料金比較(普通車)ゆるりん (資料⑤-1)

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			ゆるりん	
	距離	運賃	1/2		
1.2km	1.200km	720円	360円	400円	111.1%
	1.455km	810円	405円		98.8%
	1.710km	900円	450円		88.9%
	1.965km	990円	495円		80.8%
2km	2.220km	1,080円	540円	520円	96.3%
	2.475km	1,170円	585円		88.9%
	2.730km	1,260円	630円		82.5%
	2.985km	1,350円	675円		77.0%
3km	3.240km	1,440円	720円	680円	94.4%
	3.495km	1,530円	765円		88.9%
	3.750km	1,620円	810円		84.0%
4km	4.005km	1,710円	855円	840円	98.2%
	4.260km	1,800円	900円		93.3%
	4.515km	1,890円	945円		88.9%
	4.770km	1,980円	990円		84.8%
5km	5.025km	2,070円	1,035円	1,000円	96.6%
	5.280km	2,160円	1,080円		92.6%
	5.535km	2,250円	1,125円		88.9%
	5.790km	2,340円	1,170円		85.5%
6km	6.045km	2,430円	1,215円	1,160円	95.5%
	6.300km	2,520円	1,260円		92.1%
	6.555km	2,610円	1,305円		88.9%
	6.810km	2,700円	1,350円		85.9%
7km	7.065km	2,790円	1,395円	1,320円	94.6%
	7.320km	2,880円	1,440円		91.7%
	7.575km	2,970円	1,485円		88.9%
	7.830km	3,060円	1,530円		86.3%

8km	8.085km	3,150円	1,575円	1,480円	94.0%
	8.340km	3,240円	1,620円		91.4%
	8.595km	3,330円	1,665円		88.9%
	8.850km	3,420円	1,710円		86.5%
9km	9.105km	3,510円	1,755円	1,640円	93.4%
	9.360km	3,600円	1,800円		91.1%
	9.615km	3,690円	1,845円		88.9%
	9.870km	3,780円	1,890円		86.8%
10km	10.125km	3,870円	1,935円	1,800円	93.0%
	10.380km	3,960円	1,980円		90.9%
	10.635km	4,050円	2,025円		88.9%
	10.890km	4,140円	2,070円		87.0%
11km	11.145km	4,230円	2,115円	1,960円	92.7%
	11.400km	4,320円	2,160円		90.7%
	11.655km	4,410円	2,205円		88.9%
	11.910km	4,500円	2,250円		87.1%
12km	12.165km	4,590円	2,295円	2,120円	92.4%
	12.420km	4,680円	2,340円		90.6%
	12.675km	4,770円	2,385円		88.9%
	12.930km	4,860円	2,430円		87.2%
13km	13.185km	4,950円	2,475円	2,280円	92.1%
	13.440km	5,040円	2,520円		90.5%
	13.695km	5,130円	2,565円		88.9%
	13.950km	5,220円	2,610円		87.4%
14km	14.205km	5,310円	2,655円	2,440円	91.9%
	14.460km	5,400円	2,700円		90.4%
	14.715km	5,490円	2,745円		88.9%
	14.970km	5,580円	2,790円		87.5%

15km	15.225km	5,670円	2,835円	2,600円	91.7%
	15.480km	5,760円	2,880円		90.3%
	15.735km	5,850円	2,925円		88.9%
	15.990km	5,940円	2,970円		87.5%
16km	16.245km	6,030円	3,015円	2,760円	91.5%
	16.500km	6,120円	3,060円		90.2%
	16.755km	6,210円	3,105円		88.9%
17km	17.010km	6,300円	3,150円	2,960円	94.0%
	17.265km	6,390円	3,195円		92.6%
	17.520km	6,480円	3,240円		91.4%
	17.775km	6,570円	3,285円		90.1%
18km	18.030km	6,660円	3,330円	3,120円	93.7%
	18.285km	6,750円	3,375円		92.4%
	18.540km	6,840円	3,420円		91.2%
	18.795km	6,930円	3,465円		90.0%
19km	19.050km	7,020円	3,510円	3,280円	93.4%
	19.305km	7,110円	3,555円		92.3%
	19.560km	7,200円	3,600円		91.1%
	19.815km	7,290円	3,645円		90.0%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.2kmまで	600円
加算運賃	255mごとに	90円
迎車料金	—	120円

ゆりりん運賃算定

初乗運賃	2kmまで	400円
------	-------	------

- ・その後上記料金のとおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

タクシー運賃とNPOの料金比較(普通車)大樹の会(資料⑤-2)

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会	
	距離	運賃	1/2		
1.2km	1.200km	720円	360円	380円	105.6%
	1.455km	810円	405円		93.8%
	1.710km	900円	450円		84.4%
	1.965km	990円	495円		76.8%
2km	2.220km	1,080円	540円	490円	90.7%
	2.475km	1,170円	585円		83.8%
	2.730km	1,260円	630円		77.8%
	2.985km	1,350円	675円		72.6%
3km	3.240km	1,440円	720円	600円	83.3%
	3.495km	1,530円	765円		78.4%
	3.750km	1,620円	810円		74.1%
4km	4.005km	1,710円	855円	710円	83.0%
	4.260km	1,800円	900円		78.9%
	4.515km	1,890円	945円		75.1%
	4.770km	1,980円	990円		71.7%
5km	5.025km	2,070円	1,035円	820円	79.2%
	5.280km	2,160円	1,080円		75.9%
	5.535km	2,250円	1,125円		72.9%
	5.790km	2,340円	1,170円		70.1%
6km	6.045km	2,430円	1,215円	930円	76.5%
	6.300km	2,520円	1,260円		73.8%
	6.555km	2,610円	1,305円		71.3%
	6.810km	2,700円	1,350円		68.9%
7km	7.065km	2,790円	1,395円	1,040円	74.6%
	7.320km	2,880円	1,440円		72.2%
	7.575km	2,970円	1,485円		70.0%
	7.830km	3,060円	1,530円		68.0%
8km					

9km	8.085km	3,150円	1,575円	1,150円	73.0%
	8.340km	3,240円	1,620円		71.0%
	8.595km	3,330円	1,665円		69.1%
	8.850km	3,420円	1,710円		67.3%
10km	9.105km	3,510円	1,755円	1,260円	71.8%
	9.360km	3,600円	1,800円		70.0%
	9.615km	3,690円	1,845円		68.3%
	9.870km	3,780円	1,890円		66.7%
11km	10.125km	3,870円	1,935円	1,370円	70.8%
	10.380km	3,960円	1,980円		69.2%
	10.635km	4,050円	2,025円		67.7%
	10.890km	4,140円	2,070円		66.2%
12km	11.145km	4,230円	2,115円	1,480円	70.0%
	11.400km	4,320円	2,160円		68.5%
	11.655km	4,410円	2,205円		67.1%
	11.910km	4,500円	2,250円		65.8%
13km	12.165km	4,590円	2,295円	1,590円	69.3%
	12.420km	4,680円	2,340円		67.9%
	12.675km	4,770円	2,385円		66.7%
	12.930km	4,860円	2,430円		65.4%
14km	13.185km	4,950円	2,475円	1,700円	68.7%
	13.440km	5,040円	2,520円		67.5%
	13.695km	5,130円	2,565円		66.3%
	13.950km	5,220円	2,610円		65.1%
15km	14.205km	5,310円	2,655円	1,810円	68.2%
	14.460km	5,400円	2,700円		67.0%
	14.715km	5,490円	2,745円		65.9%
	14.970km	5,580円	2,790円		64.9%

15km	15.225km	5,670円	2,835円	1,920円	67.7%
	15.480km	5,760円	2,880円		66.7%
	15.735km	5,850円	2,925円		65.6%
	15.990km	5,940円	2,970円		64.6%
16km	16.245km	6,030円	3,015円	2,030円	67.3%
	16.500km	6,120円	3,060円		66.3%
	16.755km	6,210円	3,105円		65.4%
17km	17.010km	6,300円	3,150円	2,140円	67.9%
	17.265km	6,390円	3,195円		67.0%
	17.520km	6,480円	3,240円		66.0%
	17.775km	6,570円	3,285円		65.1%
18km	18.030km	6,660円	3,330円	2,250円	67.6%
	18.285km	6,750円	3,375円		66.7%
	18.540km	6,840円	3,420円		65.8%
	18.795km	6,930円	3,465円		64.9%
19km	19.050km	7,020円	3,510円	2,360円	67.2%
	19.305km	7,110円	3,555円		66.4%
	19.560km	7,200円	3,600円		65.6%
	19.815km	7,290円	3,645円		64.7%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.2kmまで	600円
加算運賃	255mごとに	90円
迎車料金	—	120円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

- ・その後上記料金のとおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件

項 目	道路運送法及び同法施行規則（概要）	碧南市が付加する独自要件
使用車両	規則第51条の3第1項第八号 ・福祉車両 ・一般車両を使用する場合は制限有	—
運送主体	法第78条第1項第2号 事業実施主体 ・NPO法人 規則第48条 ・一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」	第2条 事業実施者 ・利用者が相当数見込まれること
運送の対象	規則第49条第1項第3号 福祉有償運送の対象 ①他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者 ア 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 イ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ウ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 エ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 中部運輸局公示第7号 その他の障害 ・発達障害、自閉症、学習障害、第一号被保険者（基本チェックリスト該当者）で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難なもの等 ②地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できる	(対象者の確認方法) 詳細は別添のとおり ①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認 ↓ ②NPO法人は、新規登録者を市へ報告 ↓ ③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認
運 転 者	規則第51条の16 運転者 ①普通第二種免許を有することを基本 ②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、ア又はイを満たす者 ア 大臣が認定する講習を修了 イ アに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること	第3条 運転者 ・21歳以上であること ・普通第一種免許を有する期間が3年以上
車両内の表示	規則第51条の24 車両内の掲示 ・福祉有償運送者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号、運送の対価に関する事項	第4条 車両内の表示 ・運送の対価、自動車登録番号
会員登録簿	規則第51条の25 旅客名簿 旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備 ・氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項	第5条 旅客の名簿 ・市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実施状況等報告	法第79条の10 事故の報告	第8条 実施状況等の報告 ・市からの求めに応じること ・事故発生時は市へ報告 ・苦情があった場合は市へ報告
変更事項の届出等	法第79条の7 変更登録等 規則第51条の13第1項 軽微な変更	第6条 変更事項の届出等 ・30日以内に市へ報告 ・下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 (1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況

運送の対象者の確認方法について

(1) 該当者であることが明らかな場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

↓

② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する

↓

③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する

(2) 該当者であることが明らかでない場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

↓

② NPO法人は、新規登録者を直ちに市へ報告する

↓

③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する

該当者とする基準

(施行規則第49条、愛知運輸支局公示第7号を参考に)

イ 身体障害者（身体障害者福祉法第4条該当者）

身体障害者手帳保持者のうち

① 「肢体不自由」は、体幹3級保持

② 「視覚障害」は、4級保持

上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

ロ 要介護認定者（介護保険法第19条第1項該当者）

① 介護認定2以上

② 介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する

ハ 要支援認定者（介護保険法第19条第2項該当者）

介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

a その他肢体不自由の者

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

b 内部障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

c 知的障害

療育手帳A判定保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

d 精神障害

精神障害者保健福祉手帳1級保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

e 発達障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

f 自閉症

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

g 学習障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

h その他の障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する